

# 静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

中小企業・小規模企業振興を県の重要施策とし、基本理念や県の責務等を明記

理念条例とせず、関係機関の役割や振興のための施策を明確に位置付け

小規模企業の持続的発展を重視して支援に取り組むことを規定

# 静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例

平成28年12月27日施行

## 総則

### 1条 目的

- 中小企業・小規模企業振興施策を総合的、計画的に推進
- 地域経済の活性化、県民生活の向上

### 2条 定義

- 各用語の定義

### 3条 基本理念

- 中小企業・小規模企業の自主的な努力を促進すること
- 中小企業・小規模企業は地域社会において重要な役割を果たしていること
- 小規模企業の事業の持続的な発展のための支援の重要性を踏まえること
- 各主体の連携の下、県民の協力を得て中小企業・小規模企業の振興を行うこと

### 4条 県の責務、5条 県と市町との協力

- 総合的な施策策定、実施
- 国、市町、関係団体との連携
- 中小企業・小規模企業の重要性についての県民等の理解促進
- 県は、市町に協力を求め、市町に協力

### 6条～11条 各主体の責務、役割等

- 中小企業・小規模企業等の努力
- 支援機関の責務
- 大企業の役割
- 金融機関の役割
- 教育機関等の役割
- 県民の協力

## 基本的施策

### 12条、13条、26条 施策実施のための取組

- 振興のための計画策定
- 中小企業・小規模企業等の意見の聴取
- 財政上の措置

### 14条～25条 施策の内容

- 経営の革新の支援
- 創業支援
- 資金供給
- 販売先の開拓の支援
- 人材育成・確保の支援
- 中小企業組合制度活用の支援
- 経営に有用な情報の提供
- 国際的な事業展開の支援
- 産学官連携
- 事業承継の支援
- 事業継続(BCP)の支援
- 支援機関機能、連携強化

## 小規模企業への配慮

### 27条 小規模企業の特성에 応じた支援

- 小規模企業の持続的な発展のための施策
- 商工会、商工会議所、中央会等による小規模企業に対するきめ細かな支援



詳しくは県経営支援課ホームページへ→

静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例

# 静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例

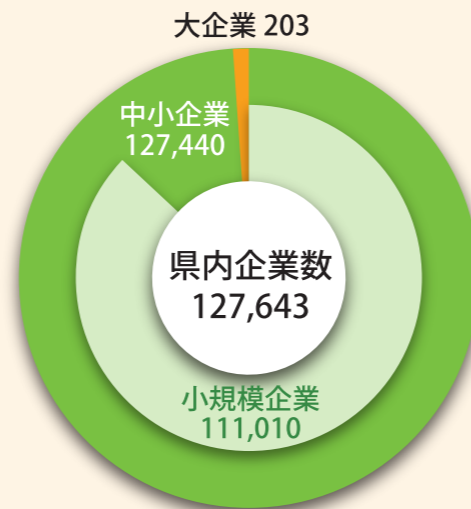
## 県内企業の現状

### 静岡県の企業の99.8%が中小企業

静岡県は、豊かな水や森林等の資源に恵まれているとともに、大消費地に近く東西の交通の要衝に位置しています。

このように地理的優位性をもった静岡県の各地域では、製造業をはじめ、商業、サービス業等の様々な業種において事業が展開されています。

こうした多様な事業を行う本県企業のじつに99.8%が中小企業であり、その中でも約9割を小規模企業が占めています。(右図参照)



出典：中小企業白書2017年版(中小企業庁)

つまり ↓

**県内の中小企業・小規模企業は、地域経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているのです。**

しかし、人口減少や高齢化、経済活動の国際化等による経済的社会的な環境の変化の中で、中小企業・小規模企業は様々な課題に直面しています。

売上の低迷  
価格競争の激化  
人材の確保の困難



### 中小企業・小規模企業とは？

- 中小企業とは、中小企業基本法第2条の規定に基づき、概ね以下のような会社、個人をいいます。
  - 製造業・建設業・運輸業等 …… 資本金3億円以下又は従業員300人以下
  - 卸売業 …… 資本金1億円以下又は従業員100人以下
  - サービス業 …… 資本金5千万円以下又は従業員100人以下
  - 小売業 …… 資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- 小規模企業とは、上記のうち、製造業・建設業・運輸業等では20人以下、卸売業、サービス業、小売業は5人以下の会社、個人をいいます。

## 課題の解決に向けて

### 中小企業・小規模企業の発展を促進

中小企業・小規模企業の「成長発展」、「持続的発展」を実現するためには、以下の2点が重要です。

- ① 中小企業・小規模企業自身が、計画的かつ主体的に経営の向上に努めること
- ② 地域社会全体が、地域の発展のために中小企業・小規模企業が不可欠であることを理解し、支援すること



県は、平成28年に「静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、中小企業・小規模企業の振興を重要施策と位置付け、これを総合的に推進します。

## 条例に定める責務・役割

### 関係機関が連携し、中小企業・小規模企業を支援

